

大学の設置認可制度に関するQ & A

- 質の高い大学づくりのしくみ -

文 部 科 学 省

はじめに

新しい大学をつくるためには、文部科学大臣の認可が必要です。どうしてでしょうか。

文部科学大臣の認可には、審議会の審査が必要です。どのような審査なのでしょう。

これまでにどのような工夫が重ねられ、どのような制度改革が行われているのでしょうか。

今、世界では、「大学の質」を保証するため、どんな動きが起こっているのでしょうか。

日本の「大学の質」は大丈夫でしょうか。

そんな質問にお答えするために、このパンフレットを作りました。

【 目次 】

- Q 1 : 大学を設置するのに、なぜ認可を受けなければならないのですか。
世界に通用する「大学の質」を保証し、学生の利益を守るためです。 P 1
- Q 2 : 大学ができるまで、どのくらいの期間が必要ですか。
審査期間は7か月ですが、十分な構想と準備の期間が必要です。 P 2
- Q 3 : 大学設置・学校法人審議会ではどのように審査を行っているのですか。
新しく作られる大学が十分な質を備えているかをチェックします。 P 3
- Q 4 : 設置審査の流れはどのようになっていますか。
書類・面接・実地の審査を通じ、大学の作り手との「対話」が行われます。 P 5
- Q 5 : 設置審査は、どのような人が行っているのですか。
大学の教員や産業界の有識者などが審査に参加します。 P 6
- Q 6 : 大学を設置する地域や分野に制限はないのですか。
地域や分野に制限はなく、社会のニーズを踏まえて設置することが可能です。 P 7
- Q 7 : 設置の基準や審査は、緩やかになってきていると聞きますが、社会の新しいニーズにどのようにこたえていますか。
社会の変化に対応した新しい多様な学部が、どんどん生まれています。 P 8
- Q 8 : 新しい学部を届出により設置できるようになったとどのような制度ですか。
既存の組織と同じ分野であれば、届出で新しい組織が設定できます。 P 9
- Q 9 : 設置認可制度が大学の「参入障壁」になっているという指摘もありますが、そうなのでしょうか。
大学「市場」への新規参入は活発です。 P 1 2
- Q 10 : 平成19年度より「大学全入時代」が到来すると聞いてますが、大学の数が増え続けているのはなぜなのでしょう。
多くの大学が競争して良い大学を作ることが必要です。 P 1 4
- Q 11 : 虚偽の申請などの問題にはどのように対応するのでしょうか。
申請書は社会に対する「約束」です。虚偽の内容があった場合は厳しい対応がとられます。 P 1 4
- Q 12 : 「事前規制から事後チェックへ」と言われていますが、設置認可制度は不要なのではないですか。
事後チェックだけでは限界があります。国際通用性の確保や学生保護のためには、一定の事前関与も必要です。 P 1 5
- Q 13 : 設置認可後も引き続き調査をしていると聞いたのですが、どうしてですか。
計画どおりの運営がなされているか、継続的にチェックします。 P 1 6
- Q 14 : 最近できた大学の情報を入手したいのですが、どうすればよいのでしょうか。
認可後に、入学希望者などに必要な情報をホームページで公開しています。 P 1 6
- Q 15 : 海外では、大学の質を確保するために、どういう動きがありますか。
国際機関などで、大学の質保証の枠組みづくりの機運が高まっています。 P 1 7

Q 1 : 大学を設置するのに、なぜ認可を受けなければならないのですか。

[ポイント]

世界に通用する「大学の質」を保証し、学生の利益を守るためです。

A 1

世界の大部分の国では、学術研究や高度の人材養成を行う機関として「大学」が設けられています。

我が国においても、学術の中心として社会の要請にこたえる質の高い教育・研究を行い、学生が安心して学べることを公的に担保するために認可を受けることを必要としています。

同時に、グローバル化の進展に伴い、国際競争が激しくなる中で、国際的に通用する「学位」を授与する機関としてふさわしい「質」を有していることを国が保障するためにも、一定の基準を満たしていることを確認した上で認可を行うことが必要です。

また、大学は、憲法第23条に定める「学問の自由」が特に保障され、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」(教育基本法第7条第1項)ことを目的としています。また、このため、伝統的に大学の自治が認められており、「自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」(同法第7条第2項)こととされています。

これらのことから、多くの国と同様、大学の設置時には一定の基準に適合するかどうかの認可を行うものの、いったん設置された後は基本的に大学により高い自主性・自律性を持って教育研究活動が行われることを期待する仕組みとなっているのです。

我が国では大学を設置するのに必要な最低の基準である「大学設置基準」等を設けており、基準に照らして教育課程や教員組織、施設・設備、財務状況などを審査し、問題が無ければ認可を行うこととなります。

Q2：大学ができるまで、どのくらいの期間が必要ですか。

[ポイント]

審査期間は7か月程度ですが、十分な構想と準備の期間が必要です。

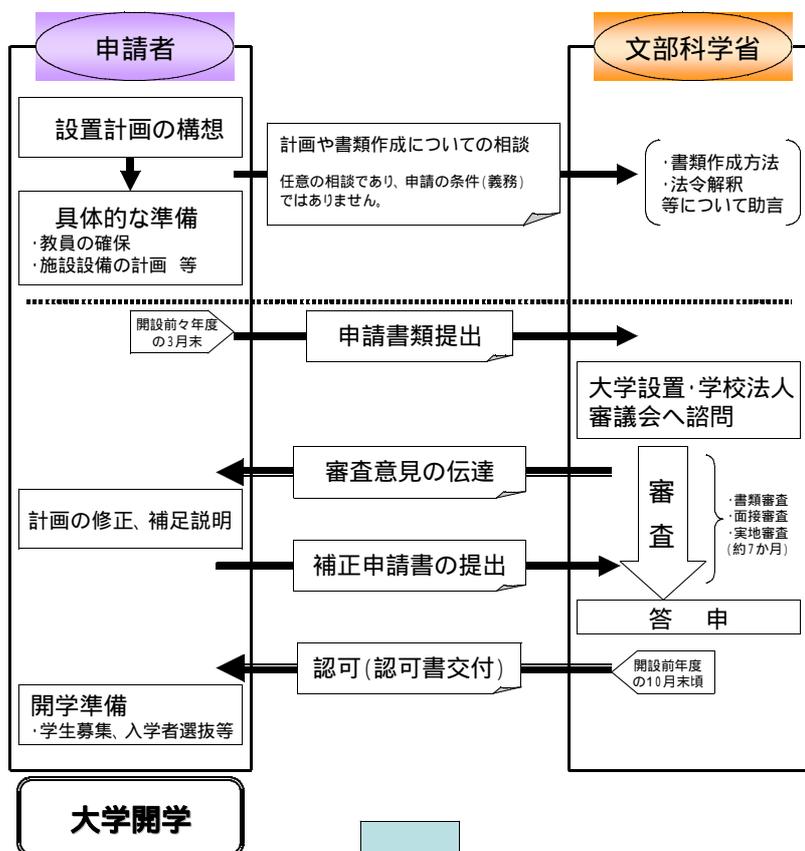
A2

大学を新設する場合、開設しようとする年度の前々年度の3月末（平成20年度開設までは4月末）に申請します。設置認可の申請を受け付けてから、通常約7か月間の審査を経て認可され、翌年4月から開学するというスケジュールになります。

ただし、申請の時点では、新設大学の計画（教員組織やカリキュラム等）がすべて決まっている必要がありますので、一般的には構想から開学まで2～3年を要することとなります。

準備不足による拙速な計画で申請した場合、審議会からの意見に対応できないなど、最終的に認可されないことが考えられますので、十分に検討し、大学としてふさわしい計画により申請することが必要です。

大学を設置するまでの流れ



Q3：大学設置・学校法人審議会ではどのように審査を行っているのですか。

[ポイント]

新しく作られる大学が必要な質を備えているかをチェックします。

A3

大学の設置を認可するにあたっては、大学関係者や有識者を中心とした「大学設置・学校法人審議会」において専門家の知識・経験を結集し、慎重かつ公正な審査を行っています。

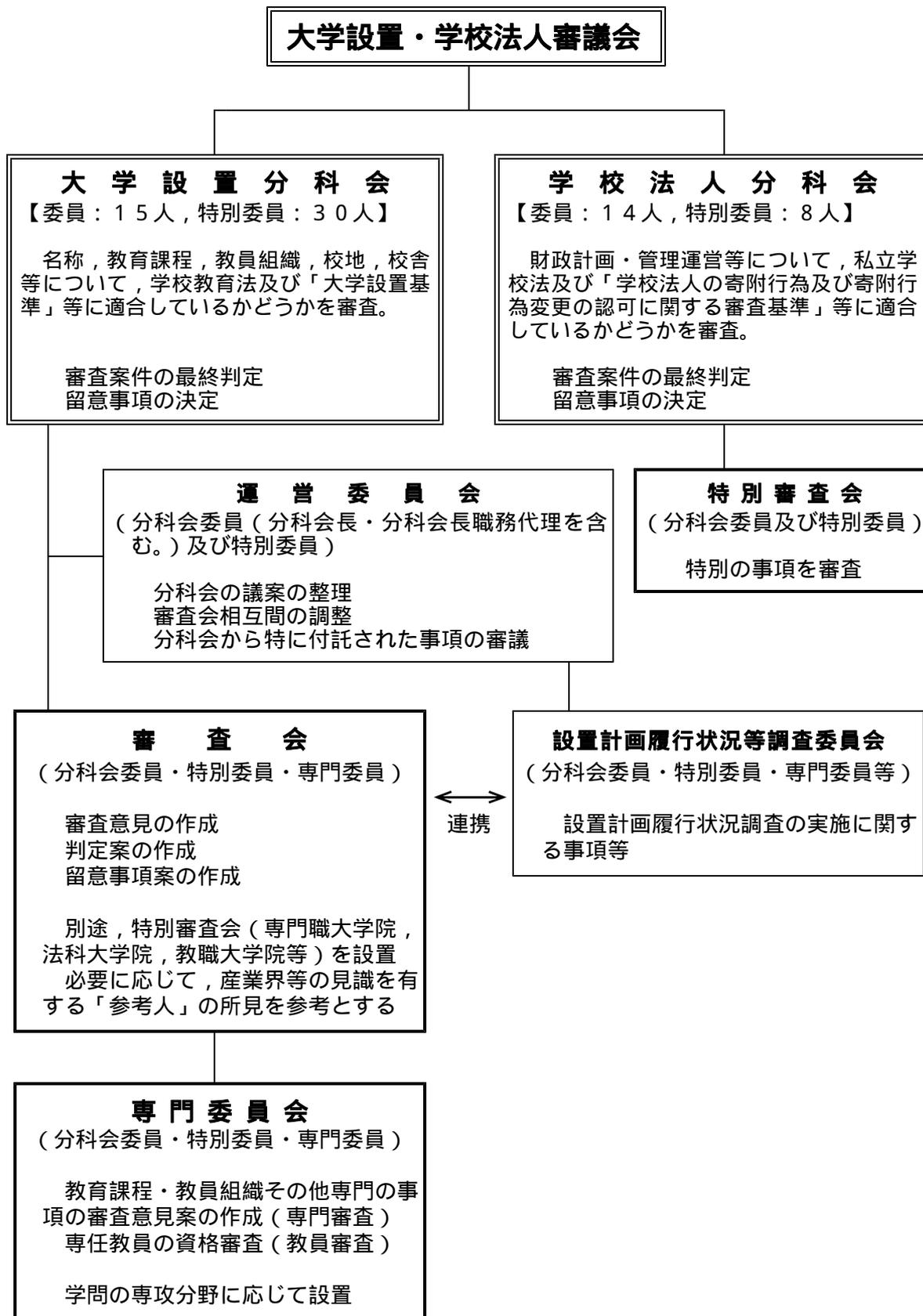
審査は、「大学設置分科会」による教育研究に関する審査と、「学校法人分科会」による財務・管理運営体制に関する審査の二つの観点から審査されます。

各分科会の下には、更に専門的な審査を行うための様々な委員会等が設けられており、約400名もの専門家により教育課程や教員組織、施設・設備、財務状況などを審査しています。

< 審査の観点の例 >

- 教育目的の達成のために必要な科目が開設され、体系的に教育課程が編成されているか。
- 学生数に対応した専任教員の数や校地・校舎の面積が確保されているか。
- 担当科目を教育する適格性を備えた教員が配置されているか。
- 教育研究費、教員研究室や図書館など、教育研究を行う環境が整備されているか。
- 学部の種類や定員規模に応じた設置経費が計上されているか。
- 大学等の設置にふさわしい管理運営体制が整備されているか。
- 完成年度における収支バランスが保たれているか。
- 負債率や負債償還率が基準値を下回っているか。

大学設置・学校法人審議会機構図



Q4：審査の流れはどのようになっていますか。

[ポイント]

書類・面接・実地の審査を通じ、大学の作り手との「対話」が行われ
ます。

A4

審査のスケジュールや手順については、申請の種類によって異なりますが、
審査方法は、申請書に基づく書類審査、学長等との面接審査、実際に現地（大
学予定地）における実地審査を行います。

審査の途中段階で、計画上の問題点などを「審査意見」として伝達し、補足
説明や計画の修正を求めることもあります。

このように、設置審査は、書類のみによる一方向の審査ではなく、申請者に
意見・質問を伝え、適切な対応を求めるというプロセス＝「対話」を取り入れ
て、より良い大学づくりを支援しています。

[審査スケジュール（概要）]

	申請区分	申請期限	認可（注）
1	大学，短期大学，高等専門学校の設置 （大学院大学を含む。）	開設前々年度の 3月末	10月
2	大学の学部，学科（公立の学部の学科 は届出） 短期大学，高等専門学校の学科の設置 大学院，研究科，専攻の設置，課程の 変更（専門職大学院を含む） に係る通信教育の開設 〔 上記 ~ のうち学位の種類及び分野を 大きく変更しないで，かつ，収容定員の総 数の増加を伴わないものの設置届出 〕	開設前年度の 5月末 12月末まで適宜	10月
4	学校単位の収容定員増（公立は届出） （上記以外の収容定員の変更）	開設前々年度の3 月末又は開設前年 度の6月末 12月末まで適宜	6月又は8月

（注）必要な場合は開設前年度の末日まで審査を行うことが可能

Q5：設置審査は，どのような人が行っているのですか。

[ポイント]

大学の教員や産業界の有識者なども審査に参加します。

A5

審議会の委員は，大学の学長，教員，実際に大学を運営している学校法人の理事長などが中心です。また，より広い視点での審査を行うために，全体の2割以上を目処として，産業界など大学以外の分野の有識者も参加しています。また，個々の申請内容に応じて，必要と認められる場合は，例えば，企業関係者，弁護士，公認会計士など，実務の経験を有する者（実務家）を専門委員とするなど，審査体制の充実を図っています。

また，申請内容に応じて，個別に産業界の有識者などを「参考人」として委嘱し，設置計画に対する意見を聴取し，審査の参考とする仕組みも取り入れています。

大学が行う教育研究活動は，専門的かつ高度なものであり，自主性・自律性が尊重されることから，申請内容が大学にふさわしい水準にあるかどうかを判断する中心的な役割は，大学関係者が担うことが必要となります。アメリカなどの例を見ても，大学が一定の基準を満たしているどうかの審査は，大学関係者が中心となって行っています。こうした「ピア・レビュー」は，大学の質保証の考え方として，世界共通のものと言うことができます。

[用語解説 / ピア・レビュー (peer review)]

ピア・レビューとは，評価や審査，検査等の「レビュー」が，当該レビュー対象について専門的・技術的な共通の知識を有する同業者・同僚（「ピア」）によって行われるものを指す用語です。一般に，評価対象の質について高度な専門的知見に基づき評価を行うことが必要な分野などで用いられます。

大学等の設置審査においては，教育目的の達成のために必要な科目が開設され，体系的に教育課程が編成されているか，担当科目を教育する適格性を備えた教員が配置されているかという専門的判断が必要となるため，大学関係者のピア・レビューを中心とすることが欠かせません。

Q 6 : 大学を設置する地域や分野に制限はないのですか。

[ポイント]

地域や分野に制限はなく，社会のニーズを踏まえて設置することが可能です。

A 6

以前は，原則として新しい大学を設置することや定員を増やすことを規制していました。また，設置する地域に関する規制もありました。

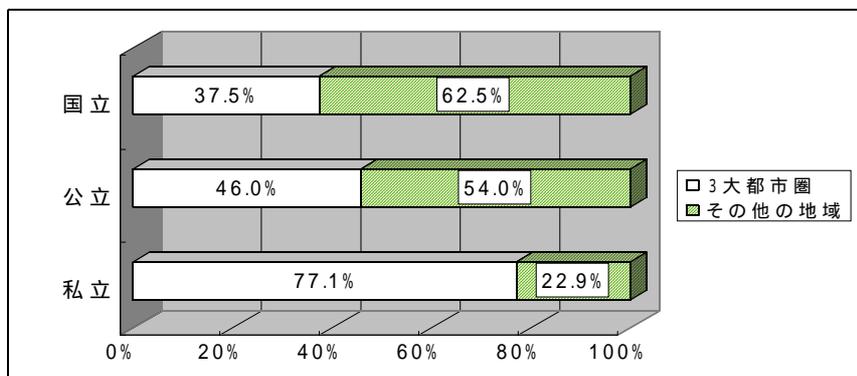
しかし，近年は社会の多様なニーズに柔軟に対応し，自由な競争により大学が発展していくことが必要との考えから，どのような分野・地域であっても，大学設置基準等の法令を満たしていれば設置することができるようになりました。

地方における大学は，その地域社会の知識・文化の中核としての役割を担っているものであり，それぞれの地域のニーズを踏まえて大学の新設や学部・学科等の組織づくりが柔軟に行えるようにすることが大切です。

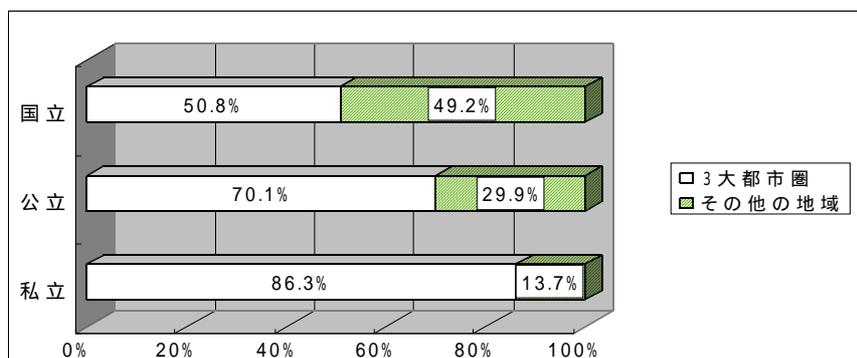
全体として過剰を招かないためなどの理由から，医師・歯科医師・獣医師・船舶職員の4分野については，引き続き抑制することとなっています。

3大都市圏とその他の地域の学生数の比較

大学（学部）



大学院



Q7：設置の基準や審査は，緩やかになってきていると聞きますが，社会の新しいニーズにどのようにこたえていますか。

[ポイント]：

社会の変化に対応した多様な学部が，どんどん生まれています。

A7

大学が個性豊かに発展していくためには，社会の変化に対応して大学の新設や学部・学科等の組織づくりが柔軟に行えるようにすることが大切です。

大学の質保証の仕組みについても，「事前規制から事後チェックへ」という考え方に立った改善が求められ，大学等の設置基準や設置認可制度については，大幅な弾力化が図られてきています。

設置審査の期間も，大幅に短縮され，審査の過程で問題がない場合は，約3か月で認可を行う特例も設けられました。

また，既存の大学が新しい学部等を設置する場合は，一定の条件を満たせば，認可を要せず，届出による設置を可能とする制度が新たに導入されました。

このような取組の結果，大学は社会や学生のニーズに合わせて柔軟に組織を改編することができるようになり，新しい分野や名称の学部などが多く設置されています。

[最近の大学設置基準，設置認可の弾力化・簡素化の例]

【大学設置基準】

校地面積基準について，学生一人あたり10㎡で計算することとし，「校舎面積基準の3倍」としていた基準を撤廃

教育課程に関する規定について，一般教育科目，外国語科目，保健体育科目，専門教育科目等の分類を撤廃

専任教員数について，兼任（非専任）の教員の合計数を全教員数の2分の1以下としていた規定を撤廃 等

【設置認可制度】

審査期間の短縮

・大学設置：（約15）8 7ヶ月

大学，学部の設置等で，審議会で問題がないと判断された案件について審査期間を短縮（早期認可 / 通常8 3か月）

校地・校舎の自己所有要件を緩和（一定条件の下，借用でも可とする）

大学の学部，短期大学の学科，大学院の研究科等の設置のうち，当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについて届出化 等

[多様化する学部の名称例]

学部の名称

人間文化学部，コミュニティ福祉学部，国際社会学部，ネットワーク情報学部，光科学部，環境創造学部，医用工学部，生物産業学部，メディア造形学部，児童学部，21世紀アジア学部，観光学部，不動産学部，事業構想学部 等

過去15年間に新たに付された名称の状況（昭和63年度～平成14年度）

Q 8 : 新しい学部を届出により設置できるようになったと聞きますが、どのような制度ですか。

[ポイント]

既存の組織と同じ分野であれば、届出で新しい組織が設置できます。

A 8

これまでは大学等を設置する場合は、全ての案件について認可が必要でしたが、学部・学科等の設置では、学問分野を大きく変更しないものは認可を要しないこととし、文部科学大臣にあらかじめ届け出ることとしました（平成16年度開設のものから適用）。

届出による設置が可能かどうかについては、学問体系が確立した17の分野を示し、学位の種類・分野に変更が無い場合に届出で足りることとしました。また、これらの17の分野に属さない学際融合分野の学部等を設置する場合であっても、一定条件の下に届出による設置を可能とする取扱いをしています。

この届出制の導入により、組織改編の件数が大幅に増加しました（導入前は例年は300件前後 平成16年度472件、平成17年度392件、平成18年度482件）。その内の半数以上を届出による件数が占めています。

< 17の分野 >

文学， 教育学・保育学， 法学， 経済学， 社会学・社会福祉学， 理学，
工学， 農学， 獣医学， 医学， 歯学， 薬学， 家政， 美術， 音楽，
体育， 保健衛生学

学士，修士及び博士の学位の分野

[大学等の認可・届出事項]

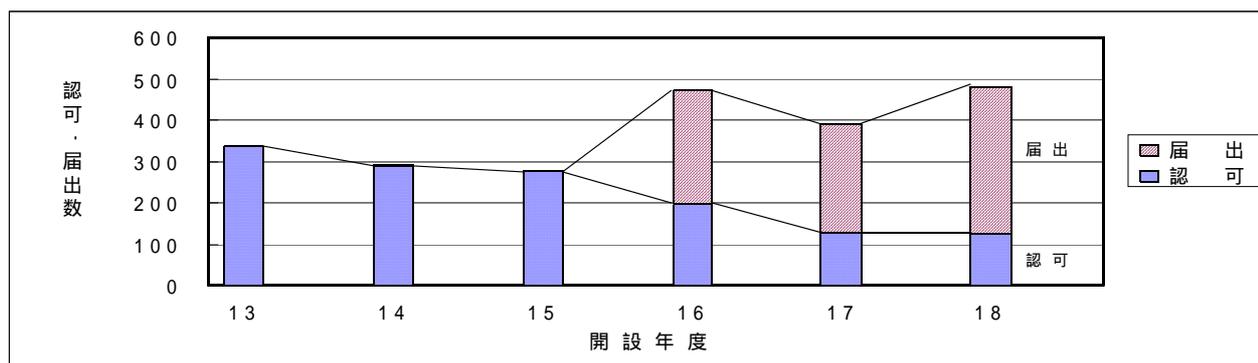
事 項		平成15年開設以前	平成16年度開設以降	
学校(+大学院)の設置・廃止		認可	認可	
設置者の変更		認可	認可	
学部, 研究科, 短大学科の設置		認可	届出/認可	
学部, 研究科, 短大学科の廃止		認可	届出	
学科等の設置	学部の学科の設置	公立	届出	
		私立	認可	
	研究科の専攻の設置		認可	届出/認可
	専攻の課程の変更(修 博など)			
通信教育の開設		認可		
学科等の廃止	学部の学科の廃止	公立	届出	
		私立	認可	
	研究科の専攻の廃止		届出	届出
	通信教育の廃止		認可	
収容定員の変更	公立	届出	届出	
	私立	認可	届出/認可	

「届出/認可」については、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴う場合と、大学全体での収容定員が増加する場合に認可となる。

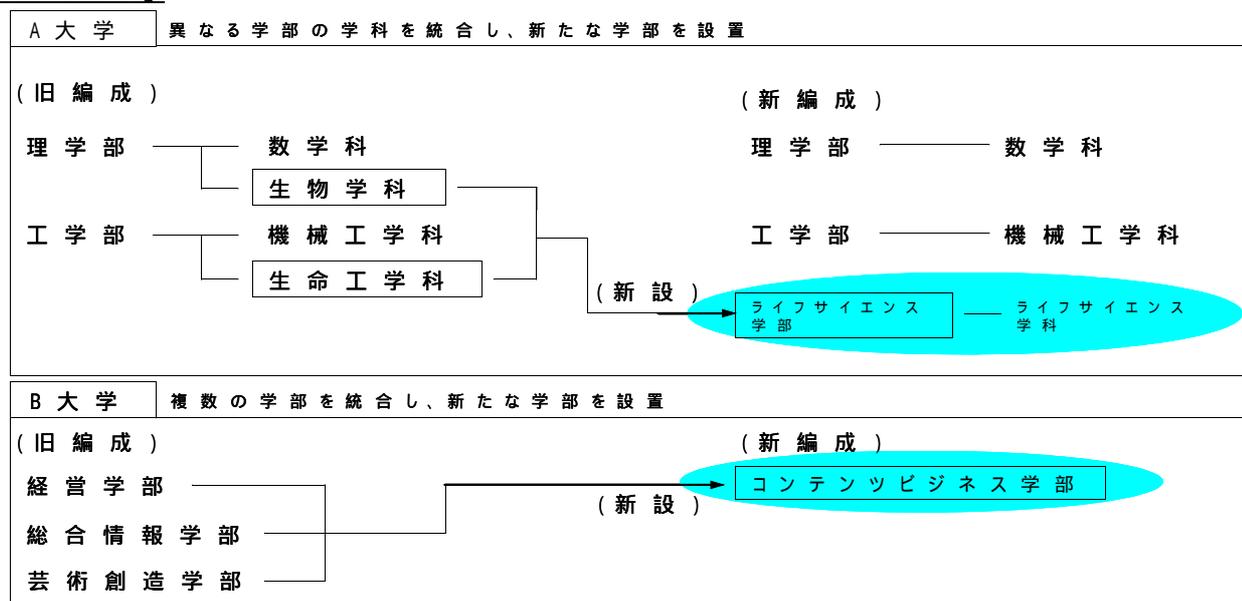
[設置認可・届出の件数の推移]

開設年度		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度				
認可		338	291	277	196	127	126				
届出		0	1	1	276	265	356				
設置認可・届出総数		338	292	278	472	392	482				
総数の事項別内訳	大学・短大	193	-	184	-	155	-	249 (194)	213 (165)	315 (260)	
	大学院	145	-	108	-	123	-	223 (82)	179 (100)	167 (96)	
	公立	大学・短大	3	-	2	-	7	-	6 (1)	12 (5)	21 (18)
		大学院	41	-	24	-	24	-	26 (11)	15 (5)	26 (19)
	小計		44	-	26	-	31	-	32 (12)	27 (10)	47 (37)
	私立	大学・短大	190	-	182	-	148	-	243 (193)	201 (160)	294 (242)
大学院		104	-	84	-	99	-	197 (71)	164 (95)	141 (77)	
小計		294	-	266	-	247	-	440 (264)	365 (255)	435 (319)	

(注) 事項別内訳の括弧内は、届出による内数。



[届出設置例]



Q 9 : 設置認可制度が大学の「参入障壁」になっているという指摘もありますが、そうなのでしょうか。

[ポイント]

大学「市場」への新規参入は、欧米先進国と比較しても非常に活発です。

A 9

審査の過程で、教育課程の充実や教員の補充などの必要な補正を行うことができるので、申請が不認可とされる事例は極めて稀です。また、審査期間の短縮や設置基準の弾力化により、新規参入のハードルは格段に低くなってきています。

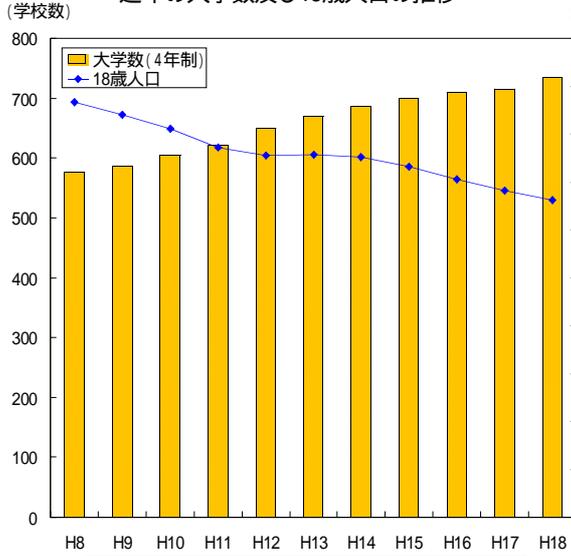
参入の形態を見ると、短期大学が4年制大学化を図るもの、企業が学校法人を設立して参入を図るもの、専門学校を母体として大学の設置を目指すものなど多様化してきています。設置主体は、国、地方公共団体及び学校法人に限定されていますが、学校法人の設立の諸要件も緩和されてきています。また、構造改革特区制度の下、株式会社が「学校設置会社」として直接大学を設置する例も現れました。

国際的な比較した場合でも、少子化が進む中にもかかわらず、米国やヨーロッパ諸国より高い増加率になっています。

我が国の大学の「市場」は開放的であり、設置認可制度は大きな「参入障壁」ではなく、いわゆる「全入時代」を迎える大学の質の確保に必要な制度と考えられます。

大学数の推移と国際比較

近年の大学数及び18歳人口の推移



過去11年間で18歳人口が24%減少した一方、4年制大学数は27%増加。(576校 734校)

大学数の変化の国際比較(4年制大学)

国・設置者別	平成10年	平成15年	増加率	
日本	国立	99	97	2%
	公立	61	76	25%
	私立	444	526	18%
	計	604	699	16%
アメリカ	州立	612	634	4%
	私立	1,723	1,896	10%
	計	2,355	2,530	8%
イギリス	国立	88	96	9%
	私立	1	1	0%
	計	89	97	9%
ドイツ	国(前)立	309	306	1%
	私立	34	59	74%
	計	343	365	6%
フランス	国立	80	82	3%

諸外国と比べ大幅に増加

出典：文部科学省「学校基本調査」(日)
 N C E S 「Digest of Education Statistics」(米)
 イギリス教育技能省「Education and Training Statistics for The United Kingdom 2005」(英)
 イギリスの機関数の増加は主にウェールズ大学が8つに分かれたことによる。
 ドイツ連邦統計局「Hochschulstandort」(独)
 フランス国民教育省「Repères & références statistiques 2005」(仏)

Q10：平成19年度より「大学全入時代」が到来すると聞いてますが、大学の数が増え続けているのはなぜなのでしょう
か。

[ポイント]

多くの大学が競争して良い大学を作ることが必要です。

A10

平成14年度までは、原則として「新しい大学は設置しない」という方針を採ってきましたが、多様な大学が互いに競い合うことで、それぞれの大学が特色ある教育研究を展開できるということから、規制を緩和し、法令基準を満たせば大学を設置できることとしました。

社会人も含めて大学への進学意欲が高まっていると考えられ、情報技術や医療技術などの需要の多い分野や社会のニーズに対応した新しい分野の大学が多く設置されています。

Q11：申請書に虚偽の内容があった場合は、どうなるのですか。

[ポイント]

申請書は社会に対する「約束」です。虚偽の内容があった場合は厳しい対応がとられます。

A11

申請書は、申請者が社会に対して「どのような大学を作り、どのように教育をしていくか」を示した重要な書類です。設置認可制度では、申請書類に記載している内容について審査されるため、この書類に虚偽の記載があった場合は、計画全体に疑義が生じます。

このような事情を踏まえ、平成18年度より虚偽の申請があった場合の「ペナルティ」を定め、虚偽が発覚してから一定の期間はどのような申請も認可しないという制度を設けました。

Q12：「事前規制から事後チェックへ」と言われていますが、設置認可制度は不要なのではないですか。

[ポイント]

事後チェックだけでは限界があります。国際通用性の確保や学生保護のためには、一定の事前関与も必要です。

A12

規制改革の流れを踏まえて、大学の質保証の仕組みについても、「事前規制から事後チェックへ」という考え方に立って、設置後の大学の組織運営や教育研究活動などの状況を定期的に評価する第三者評価制度が導入されました。

しかし、一般の受験生が、あらかじめ大学の教育や研究の質を判断することは容易ではありません。事前の設置認可を無くした場合、事前のチェックが行われず、質の低い教育を提供され、入学した学生が被害を受けることもあります。また、そのような教育を受けた対価として学位を取得できるとなれば、国際的に見て我が国の学位の質の評価を落とす結果にもつながります。

国内外の社会からの信頼を確保するためにも最低限の事前関与として設置認可制度は不可欠です。

教育は、一般のモノと同じように、「市場原理の下、消費者の自由な選択と自己責任にゆだねる」という考え方をそのまま適用することは適当ではありません。留学生交流を進めていく上でも、学位や単位の通用性はますます重要となりますし、ひとたび我が国の大学の信用が失墜するような状況になれば、その回復は容易ではありません。世界各国を見ても、設置認可と設置後の第三者評価との双方を組み合わせることが一般的です。両者の適切なバランスを確保することが基本的に重要ですが我が国において第三者評価制度は導入されたばかりであり、また、制度上、設置から評価までの時間的な空白は避けられず、その間の危険負担を在学者のみに負わせることは適当ではありません。

**Q13：設置認可後も引き続き調査をしていると聞いたのですが
どうしてですか。**

[ポイント]

計画どおりの運営がなされているか、継続的にチェックします。

A13

大学の設置を審査する際は、主に書類による審査を行います。言わば建物の設計図に当たる「設置計画」を認可しています。文部科学省では、その設置計画のとおり教育研究や運営がなされているかについて、認可してから最初の卒業生が出るまでの間（学部であれば4年間、修士課程であれば2年間）、設置計画履行状況調査（通称「アフターケア」）を行っています。「アフターケア」は、書面調査に加え、必要に応じ面接や実地による調査を行い、計画が適切に実行されているか確認しています。その際に、新たに判明した改善事項があれば留意事項として大学に伝達し、改善を促します。また、その内容は速やかにホームページでも公表しています（詳細はQ14）。

このようにして、学習者の保護を第一に考え、開学後も継続的に教育条件をチェックすることにより大学の質を担保しています。

なお、最近では、「アフターケア」で、設置計画が守られず履行状況が不適切な事例や法令違反が見つかった事例もあり「アフターケア」の重要性がこれまで以上に増しています。

Q14：最近できた大学の情報を入手したいのですが、どうすればよいでしょうか。

[ポイント]

認可後に、入学希望者などに必要な情報をホームページで公開しています。

A14

文部科学大臣が大学として認可した後は、速やかに文部科学省のホームページ上（<http://www.mext.go.jp/>）で、大学の名称や入学定員、所在地、認可するに当たり改善を求める点（留意事項）などを公表しています。また、平成19年度以降は、認可に際し、これらの事項に加え、設置の趣旨・目的、授業科目や教員の一覧など、入学希望者や保護者にとって必要な情報も公表することとしています。

さらに、最近新設された大学については、上記の留意事項や、アフターケアの留意事項について、一覧性を高め、学習者等に対して正確な情報提供を行う観点から同じく文部科学省のホームページ上（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/secchi/index.htm）に公表しています。

Q15：海外では、大学の質を確保するために、どのような動きがありますか。

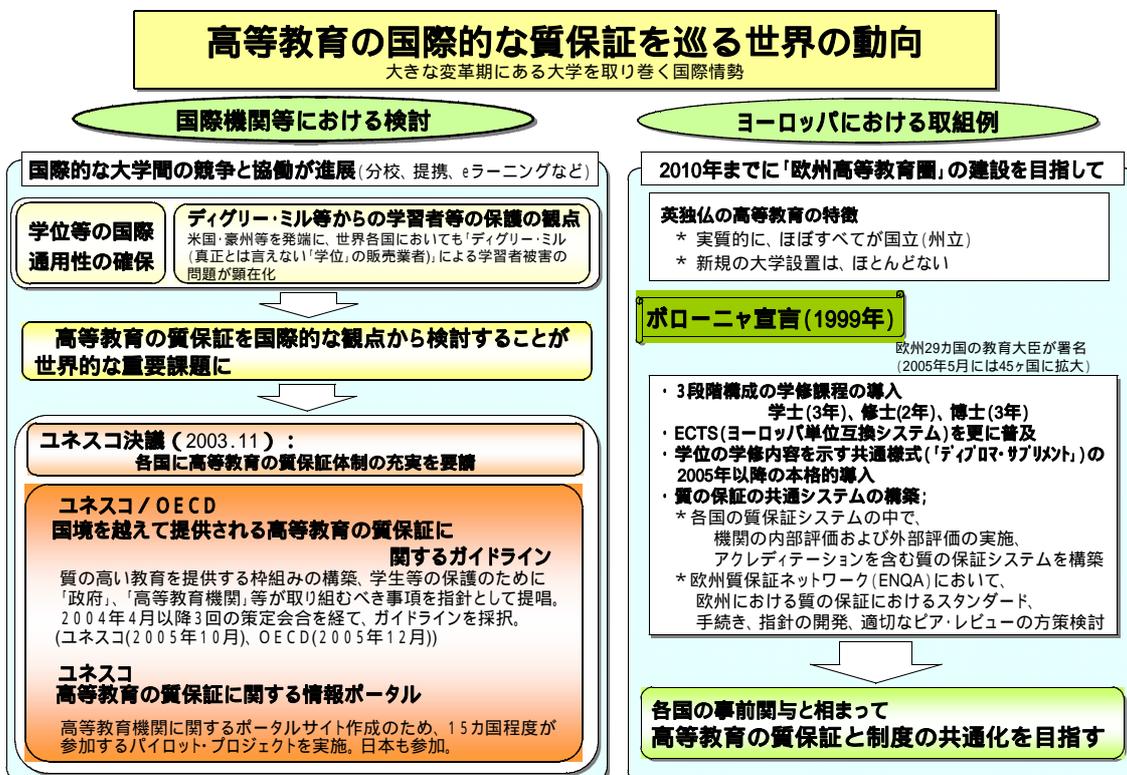
[ポイント]

国際機関などで、大学の質保証の枠組みづくりの機運が高まっています。

A15

これからは、海外分校の展開、eラーニングの普及など、国際的な大学間の競争と協働がますます進展していくこととなります。そうした中、学位等の国際的通用性の確保、「ディグリー・ミル」等に対する学習者の保護の観点などは一層重要になってきています。

こうした状況を背景に、ユネスコ、OECDといった国際機関では、高等教育の質保証を重要課題として取り上げています。2005年秋にはユネスコ及びOECDにおいて、高等教育の質保証に関する国際的な協力の促進を目的とした「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」が策定されました。このガイドラインも踏まえ、各国政府により正当と認められた高等教育機関のリスト等を提供することを目的としたユネスコの「高等教育の質保証に関する情報ポータル構築事業」が進められています。



[主要国の大学の設置認可制度の概要]

【アメリカ】

4年制大学の7割以上が私立大学だが、学生数では私立の占める割合は3割程度
大学の設置認可は州政府が実施

【イギリス】

公費支出割合が高く、実質的にはほぼ全大学が国立
大学は、伝統的に国王の設立勅許上により設置

【フランス】

全大学が国立（私学には学位授与権がない）
大学の設置等は、法令により国が実施

【ドイツ】

ほとんどが州立大学（私学は学校数で2割、学生数で2%）
大学の設置や学部等の新設は州の認可が必要

「ディグリー・ミル」(degree mill)について

教育の実態を伴わず、代金振込みのみを対価とする等して、真正とは言えない「学位」を授与する業者を称する用語ですが、厳密な学問的定義や法的概念ではありません。「ディプロマ・ミル (diploma mill)」とも呼ばれます。こうした業者は、アクレディテーションを受けていると詐称したり、あえて受けていないと喧伝したりします。（「ディグリー・ミル」に加え、正規のアクレディテーション団体とは別に、品質保証の裏付けのない認定を行う「アクレディテーション・ミル」も見受けられるとされています。）

従来は、アメリカ等においてのみ問題とされてきましたが、インターネット等の普及により、その被害が国際的問題になりつつあります。一方で、「ディグリー・ミル」それ自体が、多くの場合、頻繁にその所在地や名称を変更すること等も指摘され、正確な実態把握は困難ともされています。こうしたことから、ユネスコにおいては、各国政府により正当と認められた高等教育機関のリスト等を提供することで、学生の進学機関の決定を容易にし、学生の保護を図ることができるよう、情報ポータル構築のための取組を進めています。

文部科学省 高等教育局 大学振興課 大学設置室
〒100-8959

東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL : 03 - 5253 - 4111

FAX : 03 - 6734 - 3386

E-mail : d-secchi@mext.go.jp

(なお、このパンフレットは、ホームページ上でも御覧になれます。)

文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp>